

議 第 3 号

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により、別記意見書を関係行政庁に提出するものとする。

平成 2 4 年 2 月 1 4 日 提 出

提案者	北信広域連合議会議員	小 渕	茂 昭
賛成者	北信広域連合議会議員	赤 津	安 正
賛成者	北信広域連合議会議員	久保田	三 代
賛成者	北信広域連合議会議員	尾 澤	正 功

平成 2 4 年 2 月 1 4 日 可 決

北 信 広 域 連 合 議 会 議 長 久保田 幸治

## 地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書

世界の人口は、2011年に70億人に達し、今後も増え続けていく中、生命の源である水が、21世紀の最も深刻な問題になるといわれている。こうした世界的な水事情を背景に、外国資本等による日本の森林を買収しようとする動きがあり、その目的が日本の地下水等の水資源獲得にあるともいわれていることから、土地所有者の財産とされている地下水等が、外国資本等による土地買収が広がれば、国民共有の財産である水資源に多大な影響を及ぼすことが懸念されているところである。

地方自治体においては、地下水等の水資源を保全するため地域の実情に応じて、独自の取り組みを進めているが、土地私有権の強い日本の現状では、地下水等水資源の保全を目的とした法律がなく、外国資本等による土地買収の脅威から、国民共有の貴重な財産である地下水等水資源を保全しなければならないと考える。

よって、国においては、地下水等水資源の保全に関する下記の法整備を速やかに行うよう強く要望する。

### 記

- 1 地下水等水資源の保全及び管理に関する法整備
- 2 地下水等水資源の利用を目的とした外国資本等による土地買収の規制に関する法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年2月20日

北信広域連合議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
長野県知事

あて